

北朝後期に於ける門下省の形成過程の一考察

—高氏政権の門下省を中心として—

川井貴雄

筆者は、平成十八年度修士論文に於いて北朝後期に於ける門下省の形成過程について、東魏・北斉の高氏政権から検討を試みた。魏晋南北朝時代に於ける文物制度の形成について、陳寅恪氏の指摘によると、「およそ文物制度の形成には、北魏→北斉、梁→陳、西魏→周の三源が存在していたこと」が明らかにされている⁽¹⁾。同氏は、特に「北魏→北斉の一源が大きな淵源をなし、北斉において一大結集され、北斉が文物制度形成の中継点的役割を果たしていた」とされている。しかしながら、いかなる過程を経て形成発展したかについては詳細に言及されていない。管見の限りではあるが、邦語文献に於して、当該時代史の先行研究中においても見受けられない。一方、窪添慶文氏の「北魏門下省初稿」に於いては、北魏門下省を孝文帝の太和十五年を分岐点として、孝文帝改革以前の門下省と改革以後の門下省と、北魏門下省を前期と後期とに分けて門下省の職掌の変化から北魏門下省の実態について考察している⁽²⁾。同氏は、「北朝後期において門下省の力が強まり「時政歸門下」⁽³⁾という状況が生じたのは孝明帝の時期であった」と指摘している。杜佑が『通典』職官典の門下省の項に於いて「後魏尤重」⁽⁴⁾、「然而尤門下官、多以侍中輔政、則侍中為枢密之任」⁽⁵⁾と記したところの門下とは、同氏の指摘により明確とされた北魏孝明帝期以後の門下省をさして

いると思われる。その後の門下省の展開について言及された先行研究は見受けられない。東魏北斉研究に関する先行研究中においても門下省に関する専論は見ることができない。しかし、東魏・北斉期は、門下省の職掌が多岐にわたるなどの変化がみられる時期である。このことは、後の王朝である唐代の門下省の職掌が形成されつつあったものと考えられる。筆者は、今後の唐代の三省の形成発展過程について考察を続けたいと考えており、今回の修士論文では先行研究の少ない東魏北斉の高氏政権の門下省を中心としてその形成過程を検討した。以下に修士論文の構成は概説する。

第一章では、当該時代史における先行研究と動向を整理した。まず、第一節では、当該時代史全体にみられる傾向について整理した。八〇年代以降現在に至るまで、当該時代史は、論争なき時代といわれ、研究領域の個別化と細分化が進み、当該時代史研究は閉塞して行くのではないかという危惧が言われて久しい状況である。しかし、一方でこうした個別化、細分化の傾向も大局には問題関心が共通してくるのではないだろうか、との展望もされている。また、二〇〇〇年代以降、次第にあらゆる分野での歴史像の見直しが進み、また、二〇〇四年以降、当該時代史研究の新たな展望がもたれ始めている。さらに、ここ数年来、出土史料に関する研究が盛んとなり、今後、従来の文献史料と組み合わせて旧説を書き直す作業が盛んとなるだろう、との指摘が見られる。加えて、世界史との関わりも求めはじめられており、今後求められる点としては、およそ次の三点であろう。すなわち、

①…あらゆる分野での当該時代史に於ける歴史中の時代像の見直し。

②…出土史料との組み合わせによる旧説の見直し。

③…世界史との関わりの中で中国史を位置づけていくこと。

の三点である。

第二節では、北朝史研究について言及した。北魏末をひとつのかいとして考え、北朝を前期と後期とに分けて整理した。この整理を通して、現在の北朝史研究は、陳寅恪氏、谷川道雄氏、川本芳昭氏の研究を軸に展開されていることが窺われた。また北朝後期における研究は、西魏、北周を対象とした研究に偏る傾向があり、東魏、北齊研究は相対的に少ないようと思われた。

第三節では、西魏・北周研究に比べて相対的に少ない北齊史研究の動向を追つた。それにより、北齊史研究は従来「胡漢対立」の観点から取組られてきており、依然として主導権を握った勢力についての定説がないという特徴をもつてきていることが見えてきた。当該時代史研究全体を通して、胡漢の二元論で論を展開することは謹むべきであるとの傾向もあり、胡漢対立とは異なる視点での取り組みが望まれている。また、北齊史研究は、政治史に比べ制度史研究はあまり活発になされているとはいえない状況にあることが窺えた。中央官制についていえば、中書官制については言及されているが、その他は少なくとも管見の限り、邦語文献中には見受けられないといふことが現状のようである。

第二章では、以下のような内容となっている。

第一節では、『通典』職官典及び『隋書』百官志にみえる北齊の門下省の職掌についてその実態が同様であつたかについて検討した。北齊の門下省には「獻納諫正」、「進御之職」の二つの職掌がある⁽⁵⁾。前者は、西晋以来北魏後期の門下省の流れを持つ職掌で、後者は、すなわち皇帝の身辺の世話役といったところであり、その職掌を担つたのは六局と呼ばれた門下省属の部局である⁽⁶⁾。史料上に見える六局の事例は少なく、多くは職掌の裏づけとして足らしい点がある。しかしながら、東魏・北齊の高氏政権を通して見られた六局就任者から、ある一定の共通点が見られ、その点からは次ることが窺い知れた。

I…種族的な内わけをみてみると、およそ就任者の過半数以上が

漢族出身者であるということ。

II…文化の習熟度からみると、ほとんどが十分に經史に通じ所謂

中國的教養を身につけていたと考えられるということ。

III…就任者の多くが高歡の霸団に功あつた者ないしはその子弟と、馮子琮や裴訥之、裴澤のように皇帝の寵遇を受けていた者が就任しているということ。

の三点である。特に門下省のもつ侍官としての性質からすると(3)の特徴がもっとも六局の特徴をあらわしていると考えられる。皇帝の世話役として六局に功臣及びその子弟や、皇帝が親寵するところの者をおいていたわけであるが、彼らのほとんどが漢族出身者であり、いわゆる漢文化に通じていた者が就任していたという点は、高氏政権の性格を窺う一資料として用いることができるのではないであろ

うか。本稿では、高氏政権下に於ける門下省の発展過程を追うことを中心としているため、この点から考えることができるのでないかと言う点を指摘するに留めておきたい。

表一 高氏政権下における門下省の職掌

（表一は『魏書』、『北齊書』、『北史』より筆者作成。）

『晉書』百官志中の職掌		東魏北齊の職掌		件数
		献替（獻納）	十四件	
切問近對／拾遺補闕		審署奏抄	六件	
陪乘負寶・護駕		侍從負寶	五件	
儕贊威儀		贊相禮儀	七件	
北魏に循じたものと思われる職掌		宣旨慰撫	八件	
東魏及び北齊に於いて見られた職掌		掌内省事／機密	五件	
聘使	護梓宮	輔政	四件	六件
	監國史	監起居注	一件	一件

次に、前者の「獻納諫正」について考察した。考察を通してこの前者の職掌は、表一の如く西晋の職掌である「切問近對」「拾遺補闕」「陪乘負寶護駕」「儕贊威儀」といったものと多くが重なることがわかる²。また、孝武帝期、孝靜帝期を含む高氏政権下では、次第に門下省のもつ職掌が多岐にわたるようになり、逆説的ではあるが、唐代門下省に於ける侍中の職掌と一致する職掌が増えてきていることが窺われ、北齊を通してその原型が形成されつつあつたことが窺われる。

第二節では、侍中就任者に見る門下省の性質の変化を窺わんとした。まず、高氏政権下の侍中就任者のデータを収集し、次いでそれをグラフ化することで見えてきた三つの時期をもとに考察しようとしたものである。

実際に考察できた期間は、高氏政権の初期ともいえる北魏孝武帝期と東魏孝靜帝期であり、多くを述べることはできずに終わってしまつたが、この時期を通して門下省の変化の兆しを見ることはできたと思われる。北魏孝武帝、東魏孝靜帝期とともに高歡との関係者で侍中に就任していたのは、いずれも高歡の腹心ないしは親寵されたものである点で共通する。このことは、爾朱氏政権以来の二元体制下でみられる朝廷の動静の伺察という点から生じるものと考えられる。侍中のもつ職掌という観点からみれば、北魏孝明帝期以降、その地位を高めてきた門下省のあり様が引き継がれていた。孝靜帝期にいたると、それに加えて侍講、侍讀、侍学という任を負うようになり、より皇帝に近い官としての性質を帯びるという変化がみら

れた。一般に、侍臣たる内朝官が実権を得て外朝化していくと、また新たに内朝官が天子の侍臣となり実権を得て外朝化していく、という波紋的循環発生とでもいうべき中国官制発達の特徴がいわれる⁽⁸⁾。しかし、この時期の侍中の変化をみると、より皇帝に近づいていく傾向にあつたといえる。これは当時の二元体制という権力が二極化する傾向にあつた情勢との関連があると思われる。こうした変化が、北齊期を通してどのような変化をみせ、隋唐代の門下省へ発展していくのかは今後の課題として持越される形となつた。

以上、本論を通して残された今後の課題を述べて本稿の結びとした。

まず、本稿の第二章二節で述べたように、侍中就任者から門下省の性質の変化を窺わんとしたが、実際に言及できたのはわずかに北魏孝武帝期と東魏孝静帝期だけでしかなかつた。確かにそこには門下省の性質の変化の兆しはみてとることができたと思われる、しかしながら、考察の足らない点があつたように思われる。侍中就任者からみる傾向は確かに窺うことができた。その一方では、実際にその時期の職掌を取り扱うことによりその時期の変化についての考察が残されたというべきであろう。また、第二章の冒頭で指摘した三つの時期のうち残り二つの時期についても言及していかなければ、門下省の発展形成過程の変化をみることができない。

今後の課題として先ず、前述のことを進めていかなければならぬ。それにより、門下省の隋唐代への発展過程というものが見え

てくるだろう。さらに、榎本あゆち氏、大崎要氏により指摘されている如く、高氏政権下では、東魏武定二（五四四）年に高澄が大将军、領中書監になつてより以降、次第に中書省の権威が重くなる⁽⁹⁾。北魏後期に於いて門下省に中書の本職たる詔誥草制のことがうつつていたが、これ以降中書にもどつてていく。すなわち、中書省との関連からも門下省を検討する必要があるだろう。加えて、本稿では触れることができなかつたが、高氏政権下における侍中就任者の遷官経路というものが、ほとんど兼官、本官を含めて尚書僕射を経て尚書令に遷官している場合が多いように思われる。このことから門下省と尚書省との結びつきが十分に考えられると思われる。

このように課題は多く残るところとなつてしまつたが、後の唐代三省への形成発展の兆しは、十分にみてとれることが窺われるのである。

註

(1) 陳寅恪『隋唐制度淵源略論稿』中華諸局、一九六三年、参照。

(2) 窪添慶文『魏晋南北朝官僚制研究』汲古書院、二〇〇三年、所収。

(3) 『魏書』卷三十八、王慧竜伝附王王遵業伝。

(4) 『通典』卷第十九、職官一、歴代官制總序、宰相の項に、「後魏、北齊亦置丞相、俱為宰相。尤重門下官、多以侍中輔政、亦宰相也。」とある。

(5) 『通典』卷第二十一、職官三、宰相の項に、「北齊乾明中、置丞相。河清中分為左右、各置府僚。然而為宰相秉持朝政者、亦多侍中。」とある。

(5)『通典』卷第二十一、職官三、門下省の項に、「北齊門下省掌獻納諫正

及司進御之職」とあり、『隋書』卷二十七、志第二十二、百官中、後齊

制官の項に、「門下省、掌獻納諫正、及司進御之職。」とある。

(6)『通典』卷第二十一、職官三、門下省の項に、「北齊門下省掌獻納諫正

及司進御之職、有侍中、給事黃門侍郎各六人、統左右局、尚食、尚藥、

尚衣、殿中、凡六局焉。」とあり、『隋書』卷二十七、志第二十二、百官中、

後齊制官の項に、「門下省、掌獻納諫正、及司進御之職。侍中、給事

黃門侍郎各六人、錄事四人、通事令史、主事令史八人。統局六。領左

右局、領左右各二人、左右直長四人。尚食局、典御二人、丞、監各四

人。尚藥局、典御及丞各二人、侍御師、尚藥監各四人。主衣局、都統、

黃門侍郎各六人、錄事四人。殿中局、殿中監四人。」とある。

(7)『晉書』卷二十四、志第十四、職官、侍中の項に、「侍中、……掌儕

贊威儀、大駕出則次直侍中護駕、正直侍中負寶陪乘、不帶劍、餘皆騎從。

御登殿、與散騎常侍對扶、侍中居左、常侍居右。備切問近對、拾遺補闕。」

とあり、『通典』卷第二十一、職官三、門下省、侍中の項に、「魏晉以來置四人、別加官者則非數。御登樓、與散騎常侍扶、侍中居左、常侍居右、備切問近對、拾遺補闕。」とある。

(8)和田清編『支那官制発達史』汲古書院、一九七三年、序説参照。

(9)榎本あゆち「北齊の中書舍人について—顔之推、そのタクチクスの周辺—」(『東洋史研究』五十三卷二号、一九九四年。)及び大峰要「東

魏—北齊の中書侍郎」(『史朋』三十六号、二〇〇三年。)を参照。